安全の道しるべ

足場等の労働安全衛生規則が改正され、6月1日より施行

Ⅰ. 足場等からの墜落防止措置等の充実

（ア）事業者が行う「架設通路」についての墜落防止措置
　（安衛則第552条関係）
（イ）事業者が行う「足場」の作業床からの墜落防止措置等
　（安衛則第563条関係）
（ウ）事業者が行う「作業構台」についての墜落防止措置
　（安衛則第575条の6関係）

Ⅱ. 足場及び作業構台の安全点検等の充実

（ア）事業者が行う足場の点検等（安衛則第567条、第568条関係）
（イ）事業者が行う作業構台の点検等（安衛則第575条の8関係）
（ウ）注文者が行う足場についての措置（安衛則第655条関係）
（エ）注文者が行う作業構台についての措置
　（安衛則第655条の2関係）

改正のあらまし

Ⅰ. 足場からの墜落防止措置等の充実

●足場の種類に応じて次の墜落防止措置が必要になります。
※わく組足場
交さ筋かい下部のすき間からの墜落を防止するため、交さ筋かいに加え、「下さん」や「幅木」等の措置、又は、「手すりわく」の設置
※わく組足場以外の足場（一側足場を除く）
手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ85cm以上の手すり」に加え、「中さん」等の措置
●物体の落下防止措置として、「幅木」「メッシュシート」「防網」の設置等が必要になります。

Ⅱ. 足場の安全点検等の充実

足場の点検について次の措置が新たに求められます。
●当日の作業開始前に「手すり等の取りはずしや脱落の有無の点検」の実施
●悪天候等後に実施する点検内容等の記録とその保存

改正前の措置

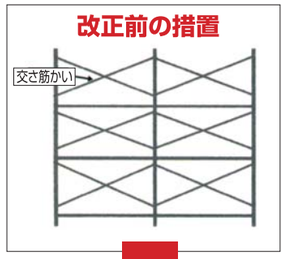

改正後の措置

改正後　措置例1
交さ筋かい＋幅木（高さ15cm 以上）

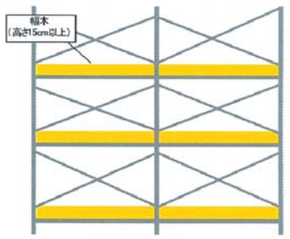

改正後　措置例2
交さ筋かい＋下さん（高さ 15～40cm の位置）＋メッシュシート

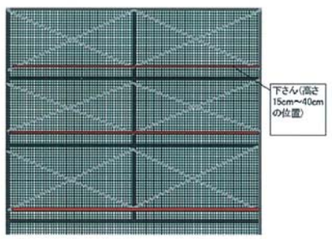

改正後　措置例3
交さ筋かい＋下さん・幅木と同等以上の措置（高さ 15cm 以上）

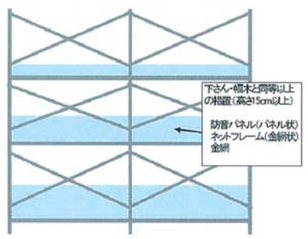

改正後　措置例4
手すりわく＋幅木（高さ 10cm 以上）

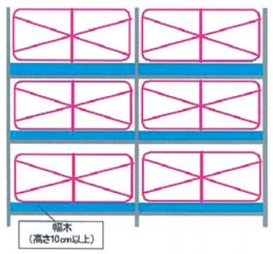

改正後　措置例5
手すりわく＋メッシュシート

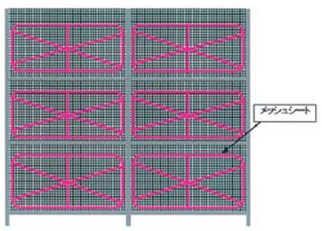

改正後　措置例6
手すりわく＋幅木と同等以上の措置（高さ 10cm 以上）

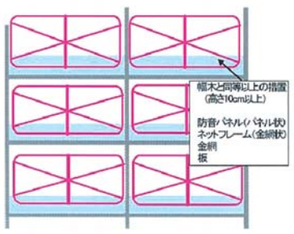

熱中症対策改正

体温調節と熱中症

私たちは、体温が42℃以上になると生命を維持できません。体温を下げる主力は汗です。汗が皮膚表面で気化すると、1ccにつき約0.58kcalの熱を奪い、体重70kgの人なら汗100ccで体温は約1℃下がります。ところで、汗で水分や塩分が過度に失われると熱中症が発生します。熱中症はおおよそ次の3つに分けることができます。

（1）**熱虚脱・熱疲はい（熱疲労）**［脳血流不足］：
　脳の血流が不足して起こる、めまい・頭痛・吐き気など。熱疲はいでは脱水状態が続く。
（2）**熱けいれん**［塩分不足］：
　発汗により血液中の塩分が失われた時に水だけを補給して起こる筋肉のけいれん。
（3）**熱射病**［脳障害］：
　高体温で脳の体温中枢が麻痺し、発汗停止や意識障害を起こす重い病態。
　なお、**日射病**とは直射日光下で生じた熱中症のことです。

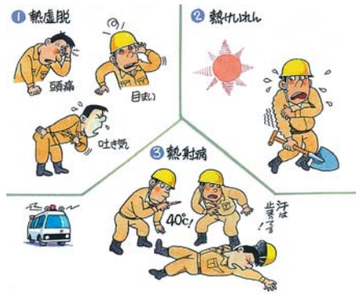

水分や塩分の補給のしかた

熱中症の予防は、こまめに水分と塩分を補給することです。特に、作業や運動の開始前からの補給が大切です。また、水だけの補給ですと、塩分不足で熱けいれんを起こすことがあります。そこで、少し塩分が入った飲みやすい飲料水を飲むのがよいと言われています。実際に、暑熱作業では味噌・ごま塩・梅干しなどが支給されていたり、米国では10～15℃に冷やした約0.1％の食塩水を15～20分毎に150ml飲むように勧めています。さらに、若干の糖分も同時に補給すると持久力が向上します。塩分を含んだスポーツドリンク等を冷やして飲むのは現実的な対策でしょう。

熱中症対策

図　熱中症の救急処置（現場での応急処置）

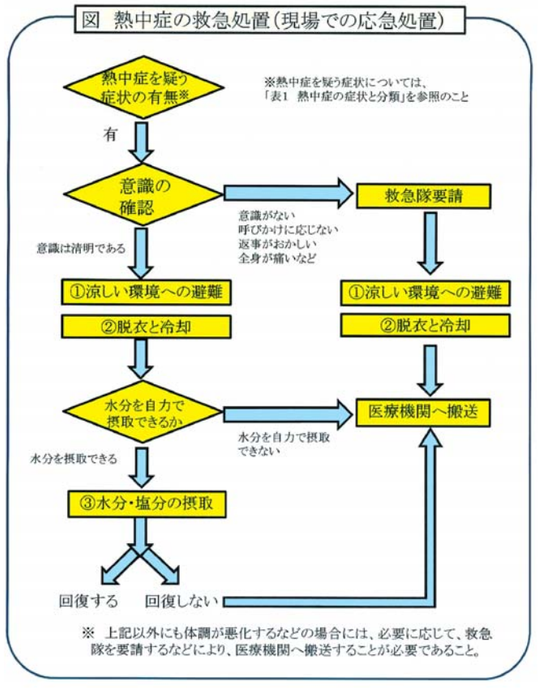

※　上記以外にも体調が悪化するなどの場合には、必要に応じて、救急隊を要請するなどにより、医療機関へ搬送することが必要であること。

厚労省が熱中症対策改正

「WBGT値」活用を

厚生労働省は19日付で「（基発第329号）に基労働基準局長通達「職場における熱中症の予防について」（基発第0619001号）を出した。黒球温度（℃）」を活用した職場の暑熱状況の把握や作業環境管理、水分・塩分の摂取などを含む健康管理の推進を求めた。

改正のポイントは四つ。熱への順化（慣れ）の有無が熱中症の発生リスクに大きく影響することから、まず、暑さ指数であるWBGT値を求め、作業内容ごとに定められた基準値を超える場合には、身体作業強度の低い作業へ変更することなどを求めた。

また、計画的に熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設けるよう指導。さらに、自覚症状の有無にかかわらず、作業前と作業中の定期的な水分・塩分摂取を徹底するよう求めた。

その上で、糖尿病や高血圧症、心疾患、腎不全などは熱中症の発症に影響を与える恐れがあるとする医師の意見などを踏まえ、就業場所を変更するなど適切な健康管理を徹底すべきとした。

平成21年6月24日付建通新聞

熱中症指標計
WBGT-113
No.974909
¥60,000
熱中症を予防するためには、WBGT（環境温度を総合的に評価する指標）を測定して、暑熱の程度を知り、適切に管理する必要があります。ハンディタイプの熱中症指標計「WBGT-113」は、簡単な操作でWBGT及び気温・相対湿度・輻射温度を瞬時に測定できます。

熱中症対策改正
―平成21年6月19日改正―
●暑さ指数（WBGT値）を求め、作業内容ごとに決められた基準値を超えた場合は身体作業強度の低い作業へ変更。
●計画的に熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設定。
●自覚症状の有無にかかわらず、作業前と作業中に定期的な水分と塩分の摂取の徹底。
●健康診断結果に対する医師の意見等により、適切な健康管理の徹底。